

心身障害者扶養共済制度について

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課障がい手当係

はじめに

本資料の一番の目的は、皆様に『心身扶養共済制度の存在を認知していただくこと』としております

本資料は、独立行政法人福祉医療機構が発行しているパンフレットを一部抜粋し作成しております

➡ <https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/fuyokyosai/documents/2021p1.pdf>

制度の概要

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を収めることにより、保護者に万が一のこと（死亡・重度障がい）があったとき、**障がいのある方に終身で一定額の年金を支給する制度**

親亡き後の障がいのある方の将来に対し、保護者の方が抱く不安の軽減を目的とし、都道府県、指定都市が条例に基づき実施

主な特色、メリット

毎月2万円の 終身年金

加入者（保護者）が死亡または重度障がいになったとき、障がいのある方に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）の年金が生涯にわたって支給される

掛金が 割安

付加保険料の徴収がなく、掛金が低廉免除制度もあり

税制優遇

掛金全額が**所得控除**の対象

受け取る年金は所得税及び地方税がかからない

公的制度 だから安心

転出した場合も転出先の都道府県・指定都市
で継続できる

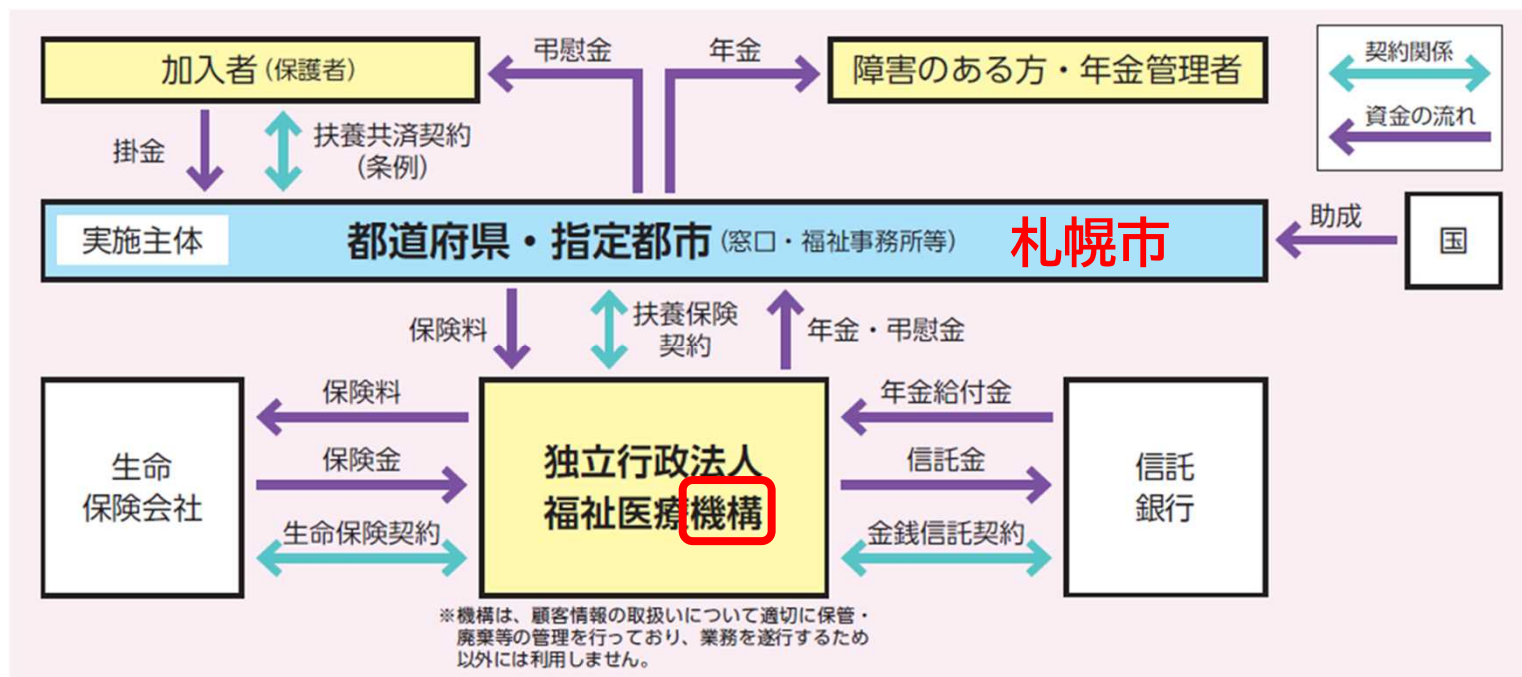
制度の仕組み

札幌市

加入者（保護者）が支払った掛金を
保険料として機構へ支払

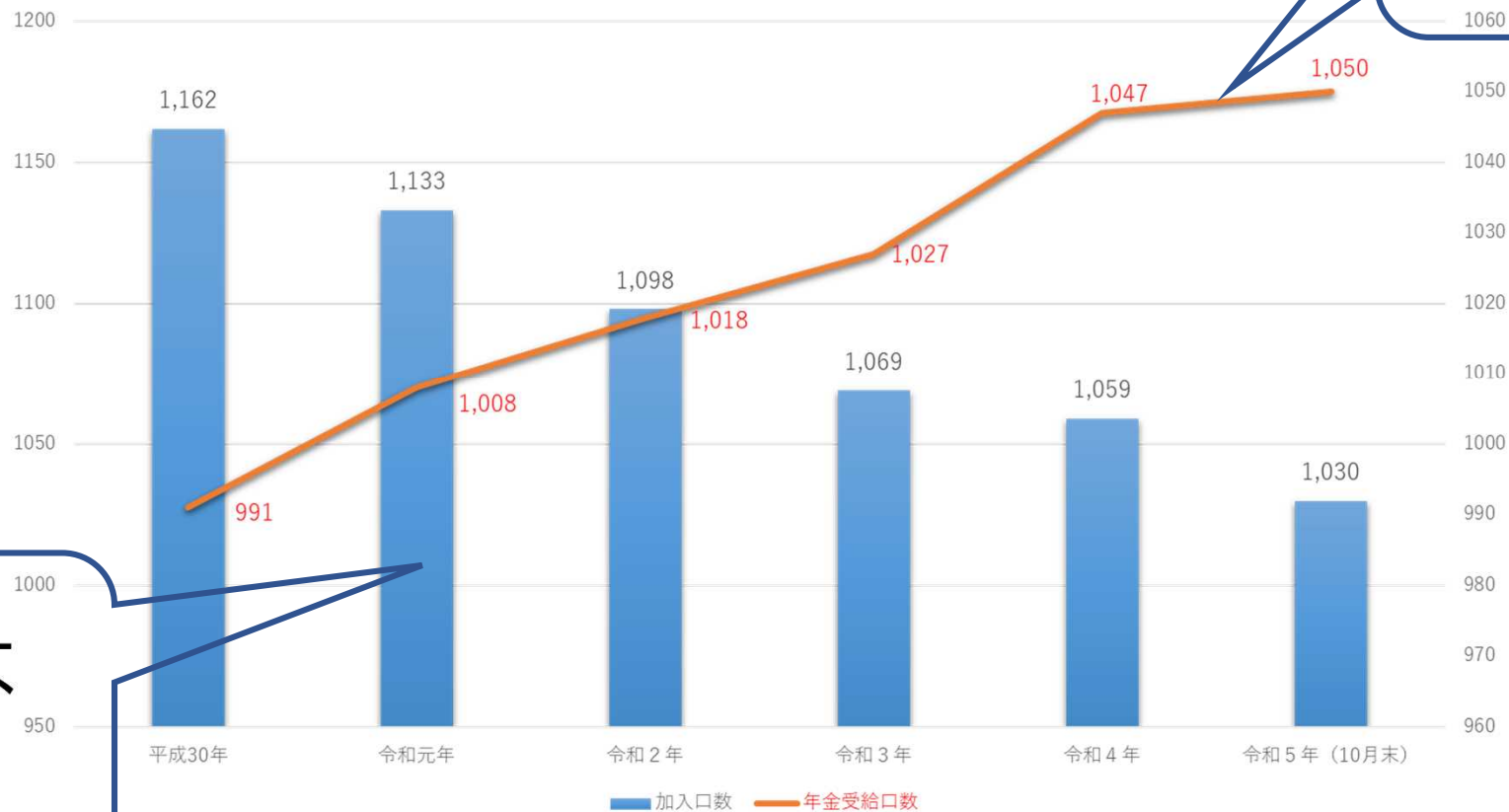
機構

生命保険会社・信託銀行とそれぞれ
契約を締結し掛金を管理・運用



現状

札幌市における加入口数及び年金受給口数の推移



年金受給者は
増加

加入者は
減少

加入者増加へ向けて制度の周知と理解の促進が必要な状況である

加入者（保護者）の要件

障がいのある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であり、次のすべての要件を満たしている方

- ①申込をする都道府県、指定都市に住所がある
- ②加入時の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の年齢が満65歳未満である
- ③特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ④障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人

※生活保護を受けている方も加入可能

障がいのある方の範囲

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自立することが困難であると認められる方（年齢制限なし）

- ・療育手帳を所持している方
- ・身体障害者手帳 1 ～ 3 級に該当する方
- ・精神または身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が
（１）または（２）の者と同程度と認められる方

掛金金額

加入時（口数を追加される場合は口数追加時）の年度（4月1日から翌年3月31日まで）の4月1日時点の加入者の年齢に応じて決まる

加入時の年度の 4月1日時点の年齢	35歳未満	9,300円
	35歳以上 40歳未満	11,400円
	40歳以上 45歳未満	14,300円
	45歳以上 50歳未満	17,300円
	50歳以上 55歳未満	18,800円
	55歳以上 60歳未満	20,700円
	60歳以上 65歳未満	23,300円

【注意】

制度の見直しにより、掛金が改定される場合がありますので、お申し込み前に都道府県・指定都市へ必ずご確認ください。

独立行政法人福祉医療機構パンフレットp9より抜粋

途中で脱退した場合や 加入者の生存中に障がいのある方が亡くなった場合…

要件を満たす場合は、

脱退一時金の給付や弔慰金の給付の制度があります

脱退一時金

5年以上加入した後、加入者からの申し出によりこの制度から脱退した時、または加入口数を2口から1口に減らした時は、加入期間に応じて加入者に脱退一時金が支給される

表2：脱退一時金（1口当たり）

加入期間	5年以上 10年未満	75,000円
	10年以上 20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円

独立行政法人福祉医療機構パンフレットp13より抜粋

弔慰金

1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方がお亡くなり
になられた時は、加入期間に応じて、加入者に弔慰金が支給される

※年金は支給されない

表1：弔慰金（1口当たり）

加入期間	1年以上 5年未満	50,000円
	5年以上 20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円

独立行政法人福祉医療機構パンフレットp13より抜粋

札幌市独自の掛金減免制度もあります

加入者が、以下の条件に該当する場合、減免申請を行った翌月から掛金が減免となる

- ①生活保護を受けている場合 . . . 10割（全額）減免
- ②加入者及びその配偶者が市民税非課税の場合 . . . 5割減免
- ③加入者及びその配偶者が市民税所得非課税の場合 . . . 3割減免

加入手続き・各種お問い合わせ

加入手続きはお住まいの区の保健福祉課福祉助成係へ

(承認までには加入申し込みから1～2か月程度必要)

利用者様等からご相談等がございましたら、当係又は本資料p16の
連絡先をご案内ください

また、資料内でご不明な点がございましたら、当係にお問い合わせ
ください

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課障がい手当係

011-211-2936

区役所名	電話番号	FAX 番号
中央区役所	011-205-3302	011-231-2346
北区役所	011-757-2462	011-757-2411
東区役所	011-741-2461	011-741-0145
白石区役所	011-861-2446	011-861-2608
厚別区役所	011-895-2474	011-895-0186
豊平区役所	011-822-2453	011-833-4096
清田区役所	011-889-2037	011-889-2703
南区役所	011-582-4741	011-584-9008
西区役所	011-641-6943	011-641-0372
手稲区役所	011-681-2487	011-694-0530